毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北海道
編集　総務部
　　行政局
　　文書課
電話　011－204－5035
FAX　011－232－1385

目　　次　　ページ

告　　示

○道路の区域の変更及び供用の開始……（維持管理防災課）　66
○土砂災害警戒区域の指定……（維持管理防災課）　66
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……（維持管理防災課）　67

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……　72

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……　73
○特定調達契約に係る入札の公告（２件）……　73
○特定調達契約に係る落札者等の公示……　76

告　　示

北海道告示第750号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第２項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して２週間、一般の縦覧に供する。

令和３年11月30日

北海道知事　鈴　木　直　道

1　道路の種類　　道道
2　路　線　名　　小樽定山渓線
3　道路の区域

区　　間	変更前後の別	敷地の幅員	延　長	国道等との重複区間
小樽市朝里川温泉１丁目546番56地先から同市朝里川温泉１丁目546番59地先まで	前	21.57mから242.75mまで	546.98m	―
	後	26.26mから243.31mまで	546.98m	―

北海道告示第751号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和３年11月30日

北海道知事　鈴　木　直　道

1(1)　土砂災害警戒区域の箇所番号
　歌別一の沢川（Ⅱ－35－1320）
(2)　土砂災害警戒区域の表示
　幌泉郡えりも町字歌別（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　土石流
2(1)　土砂災害警戒区域の箇所番号
　東歌別川（Ⅰ－35－1340）
(2)　土砂災害警戒区域の表示
　幌泉郡えりも町字歌別（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　土石流
3(1)　土砂災害警戒区域の箇所番号
　近呼川東沢（Ⅱ－35－1250）
(2)　土砂災害警戒区域の表示
　幌泉郡えりも町字近浦（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　土石流
4(1)　土砂災害警戒区域の箇所番号
　ウエコタンウラ川（Ⅱ－35－1270）
(2)　土砂災害警戒区域の表示
　幌泉郡えりも町字笛舞、字近浦（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　土石流
5(1)　土砂災害警戒区域の箇所番号
　歌別二の沢川（Ⅱ－35－1350）
(2)　土砂災害警戒区域の表示
　幌泉郡えりも町字歌別（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
　土石流

6(1)　土砂災害警戒区域の箇所番号
焼別川東沢（Ⅱ－35－1380）
(2)　土砂災害警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字東洋（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
7(1)　土砂災害警戒区域の箇所番号
油駒川東沢（Ⅱ－35－1390）
(2)　土砂災害警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字東洋（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
8(1)　土砂災害警戒区域の箇所番号
えりも東洋６（Ⅱ－３－341－1514）
(2)　土砂災害警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字東洋（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
9(1)　土砂災害警戒区域の箇所番号
油駒（３－77－222）
(2)　土砂災害警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字東洋（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
10(1)　土砂災害警戒区域の箇所番号
桜野（２－27－457）
(2)　土砂災害警戒区域の表示
二海郡八雲町桜野、わらび野（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
11(1)　土砂災害警戒区域の箇所番号
ポン奥津内川（Ⅲ－23－001）
(2)　土砂災害警戒区域の表示
二海郡八雲町熱田、浜松（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
12(1)　土砂災害警戒区域の箇所番号
牧場の沢（Ⅲ－23－002）
(2)　土砂災害警戒区域の表示
二海郡八雲町浜松（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
13(1)　土砂災害警戒区域の箇所番号
チヨサ沢（Ⅱ－23－0440）
(2)　土砂災害警戒区域の表示
二海郡八雲町落部、入沢（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
14(1)　土砂災害警戒区域の箇所番号
公園の沢（Ⅰ－23－0450）
(2)　土砂災害警戒区域の表示
二海郡八雲町落部、入沢（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
15(1)　土砂災害警戒区域の箇所番号
寺裏の沢（Ⅰ－23－0460）
(2)　土砂災害警戒区域の表示
二海郡八雲町落部、入沢（次の図のとおり）
(3)　土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第752号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和３年11月30日

北海道知事　鈴　木　直　道

1(1)　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

目黒漁港の沢（Ⅱ－35－1410）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字目黒（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
目黒２の沢川（Ⅱ－35－1420）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字目黒（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
目黒１の沢川（Ⅱ－35－1430）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字目黒（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
無名沢２の沢川（Ⅱ－35－1310）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字歌別（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
歌別川北沢（Ⅰ－35－1330）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字歌別（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
シモチカウラの沢川（Ⅱ－35－1260）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字近浦（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
えりも東洋１（Ⅰ－３－492－2132）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字東洋（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
えりも東洋２（Ⅰ－３－493－2133）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字東洋（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
えりも東洋３（Ⅰ－３－494－2134）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字東洋（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり
10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
えりも目黒１（Ⅰ－３－502－2142）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字目黒（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
えりも目黒２（Ⅰ－３－503－2143）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字目黒（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
えりも東洋４（Ⅱ－３－339－1512）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字東洋（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
えりも東洋５（Ⅱ－３－340－1513）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字東洋（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
えりも庶野６（Ⅱ－３－343－1516）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字庶野（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
えりも歌別１（Ⅰ－３－491－2131）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字歌別（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
えりも歌別２（Ⅱ－３－333－1506）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字歌別（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
えりも歌別３（Ⅱ－３－334－1507）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字歌別（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
えりも歌別４（Ⅱ－３－335－1508）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字歌別（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
えりも歌別５（Ⅱ－３－336－1509）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字歌別（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
えりも歌別６（Ⅱ－３－337－1510）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字歌別（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
えりも歌別７（Ⅱ－３－338－1511）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字歌別（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
えりも大和２（Ⅰ－３－478－2118）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字大和（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
えりも大和３（Ⅰ－３－479－2119）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字大和（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
えりも大和４（Ⅰ－３－480－2120）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字大和（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
えりも本町２（Ⅰ－３－486－2126）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字本町（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
えりも近浦１（Ⅰ－３－472－2112）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字近浦（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
えりも近浦３（Ⅱ－３－327－1500）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

幌泉郡えりも町字近浦（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
えりも近浦４（Ⅱ－３－328－1501）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字近浦（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
えりも近浦５（Ⅱ－３－329－1502）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字近浦（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
えりも近浦６（Ⅱ－３－330－1503）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字近浦（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
えりも近浦７（Ⅱ－３－331－1504）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字近浦（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
えりも近浦８（Ⅱ－３－332－1505）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字近浦（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
公園裏の沢（Ⅲ－23－003）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
二海郡八雲町立岩（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小松の沢（Ⅱ－23－0430）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
二海郡八雲町下の湯（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
八雲落部１（Ⅰ－２－347－1385）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
二海郡八雲町落部（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

八雲落部２（Ⅰ－２－348－1386）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
二海郡八雲町落部（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
八雲落部３（Ⅱ－２－247－1030）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
二海郡八雲町落部（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

総合振興局告示及び振興局告示

北海道十勝総合振興局告示第1016号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の適用を受ける。

令和３年11月30日

北海道十勝総合振興局長　水戸部　　裕

1　入札に付する事項
(1) 調達をする物品等の名称及び数量
ア　調達をする物品等の名称
カラー複合機の賃貸借（点検・調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）　一式（１台分に係る１月当たりの単価及び１枚当たりの単価）
イ　調達台数及び調達予定数量
２台及び１台１月当たり　　モノクロ　8,800枚、カラー　16,200枚
(2) 調達をする物品等の仕様等　　入札説明書による。
(3) 契約期間　　令和４年３月15日から令和９年３月14日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の３に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
(4) 納入場所　　入札説明書による。

2　入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
(1) 令和３年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
(5) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査
(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
ア　申請の時期　　令和３年11月30日（火）から同年12月22日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで
イ　申請の方法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 080－8588　帯広市東３条南３丁目１番地
北海道十勝総合振興局総務課需品係
(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所
北海道十勝総合振興局総務課需品係

5　入札執行の場所及び日時
(1) 入札場所　　帯広市東３条南３丁目１番地　十勝合同庁舎４階Ｃ会議室（送付による場合は、郵便番号 080－8588　帯広市東３条南３丁目１番地　北海道十勝総合振興局総務課需品係）
(2) 入札日時　　令和４年１月13日（木）午前11時（送付による場合は、同月12日（水）午後５時までに必着）

(3) 開　札　場　所　(1)に同じ。
(4) 開　札　日　時　(2)に同じ。
6 入　札　保　証　金
平成16年北海道告示第448号の１の(1)による。
7 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交　付　場　所　４に同じ。
(2) 交　付　方　法　(1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、Ａ４判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道十勝総合振興局のホームページ（ｈｔｔｐｓ://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/kki/kaikei/nyusatu-info.html）においてダウンロードすることができる。
8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第１項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低であるものを落札者とする。
9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
10 そ　の　他
平成16年北海道告示第448号の４の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
(1) 名　称　北海道十勝総合振興局総務課需品係
(2) 所　在　地　郵便番号 080－8588　帯広市東３条南３丁目１番地
(3) 電　話　番　号　0155－27－8508
11 Summary
A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of copying machine 2 sets
B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., January 13, 2022
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., January 12, 2022)
C Contact : Administrative Division, Tokachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Higashi 3-jo Minami 3-chome 1, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan
Phone : 0155-27-8508

道教育庁教育局告示

北海道教育庁胆振教育局告示第82号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
令和３年11月30日
北海道教育庁胆振教育局長　山　上　和　弘
1 落札に係る物品等の名称及び数量
MacBookPro　一式　２台分
2 落札を決定した日
令和３年11月８日
3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏　名　株式会社道南事務機器
(2) 住　所　室蘭市寿町１丁目16番３号
4 落札金額
319,000円
5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
6 一般競争入札の公告
令和３年10月15日付け北海道教育庁胆振教育局告示第64号
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名　称　北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地　室蘭市海岸町１丁目４番１号

北海道教育庁胆振教育局告示第84号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の適用を受ける。
令和３年11月30日
北海道教育庁胆振教育局長　山　上　和　弘
1 入札に付する事項
(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア　胆振西部地域パーソナルコンピュータ　一式　　５台分
イ　北海道苫小牧東高等学校パーソナルコンピュータ　一式　　２台分
ウ　北海道室蘭栄高等学校2-in-1 パーソナルコンピュータ　　１台
エ　北海道室蘭養護学校2-in-1 パーソナルコンピュータ　一式　　３台分
オ　北海道室蘭聾学校デスクトップパーソナルコンピュータ　　１台
カ　北海道苫小牧支援学校パーソナルコンピュータ　一式　　５台分
アからカまでについては、それぞれの入札とする。

⑵　調達をする物品等の仕様等　　入札説明書による。
⑶　納　入　期　日　　令和４年３月31日（木）
⑷　納　入　場　所　　入札説明書による。

2　入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
⑴　令和３年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
⑵　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
⑶　暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
⑷　当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
⑸　当該調達をする物品に関し、標準仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査
⑴　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の⑷及び⑸に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
ア　申請の時期　　令和３年11月30日（火）から同年12月14日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前９時から午後５時（最終日のみ午前11時）まで
イ　申請の方法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 051－8558　室蘭市海岸町１丁目４番１号
北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
⑵　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所
北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

5　入札執行の場所及び日時
⑴　入　札　場　所　　室蘭市海岸町１丁目４番１号　むろらん広域センタービル３階胆振教育局執務室内会議室（送付による場合は、郵便番号 051－8558　室蘭市海岸町１丁目４番１号　北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室）
⑵　入　札　日　時　　令和３年12月20日（月）午前11時（送付による場合は、同月17日（金）午後５時までに必着）
⑶　開　札　場　所　　⑴に同じ。
⑷　開　札　日　時　　⑵に同じ。

6　入札保証金
平成16年北海道告示第448号の１の⑴による。

7　一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和３年８月20日付け北海道教育庁胆振教育局告示第48号

8　入札説明書の交付に関する事項
⑴　交　付　場　所　　４に同じ。
⑵　交　付　方　法　　⑴の場所で交付する。
なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/index.html）においてダウンロードすることができる。

9　落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

10　落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11　そ　の　他
平成16年北海道告示第448号の４の⑵、⑶、⑸、⑻、⑾、⑿及び⒁から⒃までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
⑴　名　称　　北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
⑵　所　在　地　　郵便番号 051－8558　室蘭市海岸町１丁目４番１号
⑶　電　話　番　号　　0143－24－9605

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Personal Computer Iburi Western region 5 sets

b Personal Computer Hokkaido Tomakomai Higashi High School 2 sets

c 2-in-1 Personal Computer Hokkaido Muroran Sakae High School 1 set

d 2-in-1 Personal Computer Hokkaido Muroran School for Special Needs Education 3 sets

e Desktop Personal Computer Hokkaido Muroran School for the Deaf 1 set

f Personal Computer Hokkaido Tomakomai Support School 5 sets

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., December 20, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., December 17, 2021)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9605

北海道教育庁日高教育局告示第35号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の適用を受ける。

令和３年11月30日

北海道教育庁日高教育局長　小　原　直　哉

1　入札に付する事項

⑴　調達をする物品等の名称及び数量

ア　タブレット端末（日高西部地区）　一式　５台分

イ　タブレット端末（日高東部地区）　一式　４台分

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

⑵　調達をする物品等の仕様等　入札説明書による。

⑶　納入期日　令和４年３月31日（木）

⑷　納入場所　入札説明書による。

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

⑴　令和３年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

⑵　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑶　暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

⑷　当該調達をする物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に証明した者であること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

⑴　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の⑷に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　令和３年11月30日（火）から同年12月17日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで

イ　申請の方法　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　郵便番号 057－8558　浦河郡浦河町栄丘東通56号
北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室

⑵　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室

5　入札執行の場所及び日時

⑴　入札場所　浦河郡浦河町栄丘東通56号　日高合同庁舎２階202会議室（送付による場合は、郵便番号 057－8558　浦河郡浦河町栄丘東通56号　北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室）

⑵　入札日時　令和３年12月23日（木）午前11時（送付による場合は、同月22日（水）午後３時までに必着）

⑶　開札場所　⑴に同じ。

⑷　開札日時　⑵に同じ。

6　入札保証金

平成16年北海道告示第448号の１の⑴による。

7　一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和３年11月５日付け北海道教育庁日高教育局告示第31号

8　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交付場所　４に同じ。

⑵　交付方法　⑴の場所で交付する。
なお、北海道教育庁日高教育局のホームページ（https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/hdk/index.html）において

ダウンロードすることができる。

9　落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の２の⑵のア及び３の⑵による。

10　落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11　そ　の　他

平成16年北海道告示第448号の４の⑶、⑸、⑻、⑾及び⒁から⒃までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

⑴　名　称　北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室

⑵　所　在　地　郵便番号 057－8558　浦河郡浦河町栄丘東通56号

⑶　電　話　番　号　0146－22－9485

12　Summary

A　Nature and quantity of the products to be procured :

a　Tablet (Hidaka western zone) 5 units

b　Tablet (Hidaka eastern zone) 4 units

B　Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., December 23, 2021

(If mailed, bids must arrive no later than 3 : 00 P.M., December 22, 2021)

C　Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Hidaka District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Sakaeoka-higashi-dori 56, Urakawa-cho, Urakawa-gun, Hokkaido 057-8558 Japan

Phone : 0146-22-9485

北海道教育庁オホーツク教育局告示第49号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和３年11月30日

北海道教育庁オホーツク教育局長　野　上　義　秀

1　落札に係る物品等の名称及び数量

⑴　オホーツク管内道立学校マシニングセンタ（北海道北見工業高等学校）　一式

⑵　オホーツク管内道立学校マシニングセンタ（北海道紋別高等学校）　一式

2　落札を決定した日

令和３年10月26日

3　落札者の氏名及び住所

⑴ア　氏　名　エア・ウォーター北海道株式会社

イ　住　所　札幌市中央区北３条西１丁目２番地

⑵ア　氏　名　杉下機械商事株式会社

イ　住　所　札幌市白石区本通５丁目南３番11号

4　落札金額

⑴　14,250,000円

⑵　21,400,000円

5　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6　一般競争入札の公告

令和３年９月17日付け北海道教育庁オホーツク教育局告示第38号

7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

⑴　名　称　北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

⑵　所在地　網走市北７条西３丁目